瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

令和6年6月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第22号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和62年瀬戸市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第4(第6条関係)			ļ	別表第4(第6条関係)			
介護を要	介護を受けた日	金額		介護を要	介護を受けた日	金額	
する状態	の区分			する状態	の区分		
の区分				の区分			
常時介護	1 1の月に介	その月における		常時介護	1 1の月に介	その月における	
を要する	護に要する費	介護に要する費		を要する	護に要する費	介護に要する費	
状態	用を支出して	用として支出さ		状態	用を支出して	用として支出さ	
	介護を受けた	れた費用の額(介護を受けた	れた費用の額(
	日があるとき	その額が <u>17万</u>			日があるとき	その額が <u>17万</u>	
	(次号に掲げ	<u>7,950円</u> を			(次号に掲げ	<u>2,550円</u> を	
	る場合を除く	超えるときは、			る場合を除く	超えるときは、	
	。)	17万7,95			。)	17万2,55	
		0円)				0円)	
	2 1の月に親	月額8万1,2			2 1の月に親	月額 <u>7万7,8</u>	
	族又はこれに	<u>90円</u> (新たに			族又はこれに	<u>90円</u> (新たに	
	準ずる者によ	介護補償を支給			準ずる者によ	介護補償を支給	
	る介護を受け	すべき事由が生			る介護を受け	すべき事由が生	
	た日があると	じた月にあって			た日があると	じた月にあって	
	き(その月に	は、介護に要す			き(その月に	は、介護に要す	
	介護に要する	る費用として支			介護に要する	る費用として支	

	費用を支出し	出された額)		費用を支出し	出された額)
	て介護を受け	. , _ , . = , , ,		て介護を受け	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	た日がある場			た日がある場	
	合にあっては			合にあっては	
	、当該介護に			、当該介護に	
	要する費用と			要する費用と	
	して支出され			して支出され	
	 た額が8万1			た額が7万7	
	<u>, 290円</u> 以			<u>,890円</u> 以	
	 下であるとき			 下であるとき	
	に限る。)			に限る。)	
随時介護	1 1の月に介	その月における	随時介護	1 1の月に介	その月における
を要する	護に要する費	介護に要する費	を要する	護に要する費	介護に要する費
状態	用を支出して	用として支出さ	状態	用を支出して	用として支出さ
	介護を受けた	れた費用の額(介護を受けた	れた費用の額(
	日があるとき	その額が <u>8万8</u>		日があるとき	その額が <u>8万6</u>
	(次号に掲げ	, 980円を超		(次号に掲げ	, 280円を超
	る場合を除く	えるときは、 <u>8</u>		る場合を除く	えるときは、 <u>8</u>
	。)	万8,980円		。)	万6,280円
))
	2 1の月に親	月額4万600		2 1の月に親	月額 <u>3万8,9</u>
	族又はこれに	円 (新たに介護		族又はこれに	<u>00円</u> (新たに
	準ずる者によ	補償を支給すべ		準ずる者によ	介護補償を支給
	る介護を受け	き事由が生じた		る介護を受け	すべき事由が生
	た日があると	月にあっては、		た日があると	じた月にあって
	き(その月に	介護に要する費		き(その月に	は、介護に要す
	介護に要する	用として支出さ		介護に要する	る費用として支
	費用を支出し	れた額)		費用を支出し	出された額)
	て介護を受け			て介護を受け	
	た日がある場			た日がある場	
	合にあっては			合にあっては	
	、当該介護に			、当該介護に	
	要する費用と			要する費用と	
	して支出され			して支出され	
	た額が <u>4万6</u>			た額が <u>3万8</u>	

<u>00円</u> 以下で	<u>,900円</u> 以
あるときに限	下であるとき
る。)	に限る。)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。